

緊急小口資金等特例貸付の償還免除についてのご案内

あなたが借りた生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金)は、国の定めた要件に該当する場合、手続きをすることにより償還(返済)が免除となります。免除には審査がありますので、償還免除を希望する方は、このお知らせをよく読んで手続きを進めて下さい。

1 借受人が利用した資金を確認して下さい

資金の種類	借入期間	貸付上限金額
緊急小口資金	-	20万円
総合支援資金(初回貸付)	1ヶ月～3ヶ月目	単身世帯 月額 15万円
総合支援資金(延長貸付)※	4ヶ月～6ヶ月目	複数世帯 月額 20万円

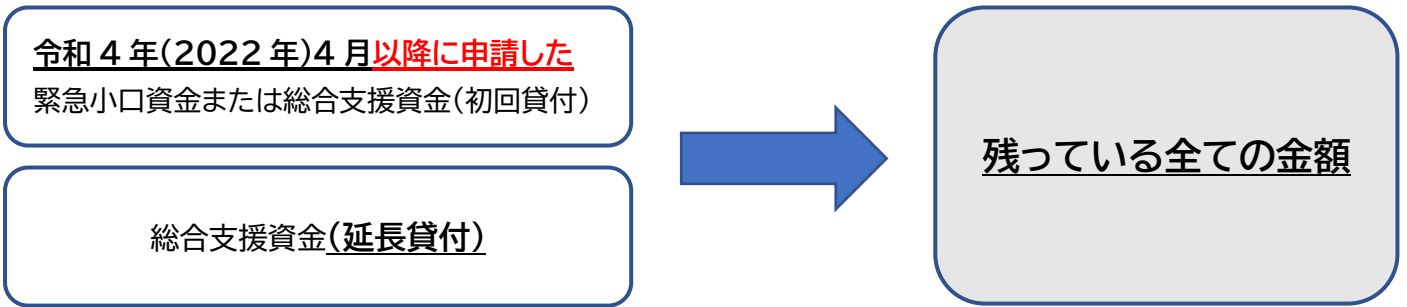
※「延長貸付」とは、初回貸付の借入期間を延長する(続けて利用する)貸付のことです。

2 住民税非課税による償還免除

令和5年度(2023年度)に「借受人」と「借受人の世帯主」が両方「住民税均等割・所得割どちらも非課税」の場合、償還免除の手続きができます。

(1)償還免除になる金額

【パターン①】 ※令和6年1月に償還が開始される貸付金

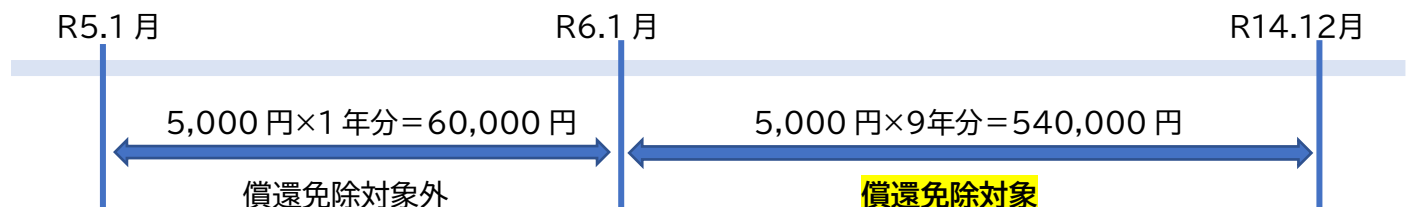


【パターン②】 ※令和5年1月以降に償還が開始されている貸付金

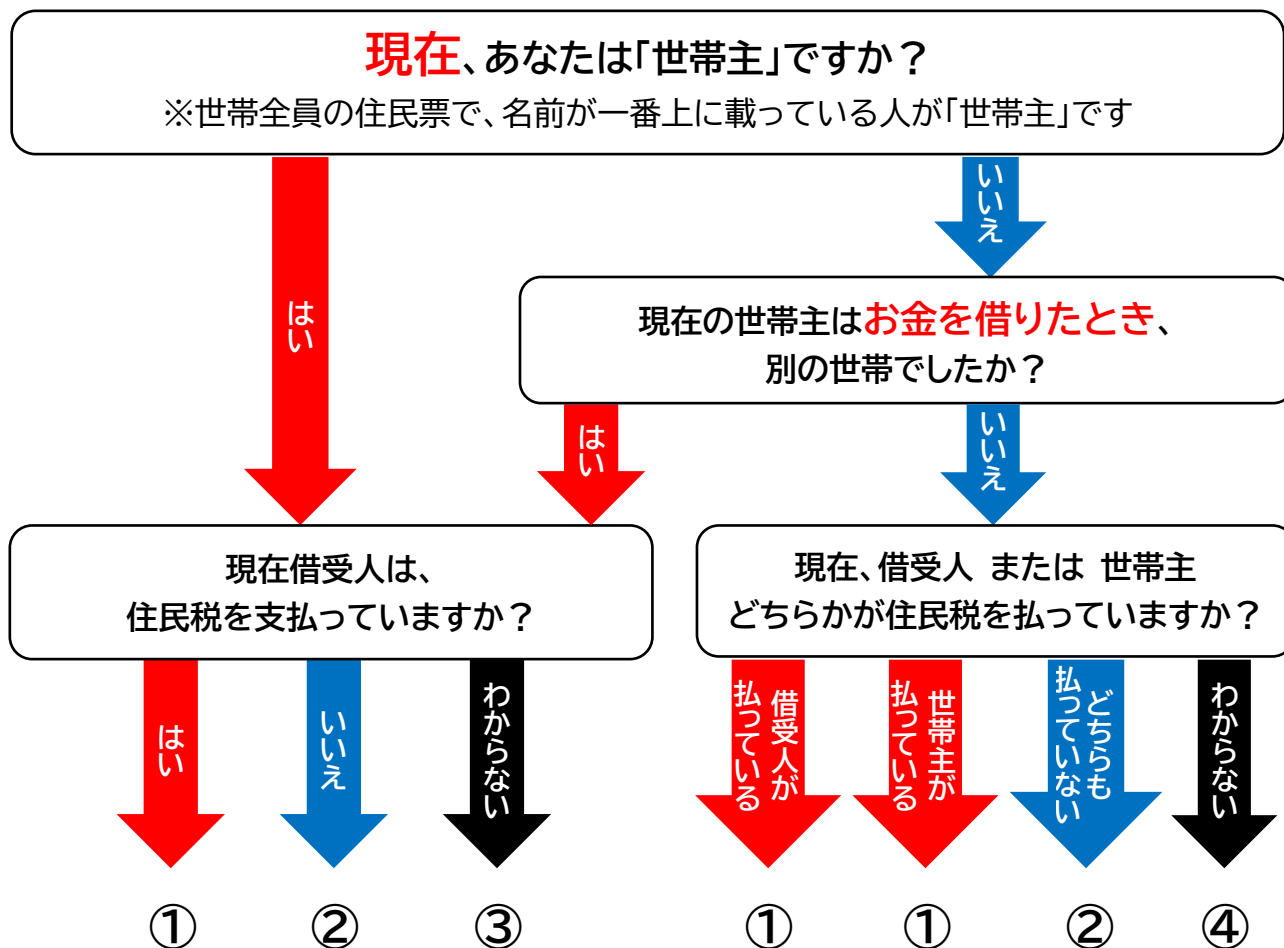


※パターン②の例

総合支援資金(初回貸付)60万円を、令和5年1月から10年で償還する予定の場合



(2) 償還免除の対象かどうか確認してください



- ① 償還免除にはなりません
 - ② 償還免除の申請ができます。
 - ③ 借受人が「令和5年度(2023年度)住民税非課税」かどうか確認してください※
 - ④ 借受人と世帯主が「令和5年度(2023年度)住民税非課税」かどうか確認してください※
- ※令和4年1月1日時点で住所がある市区町村役所で確認できます。

(3) 償還免除の申請方法

○申請の締め切り

令和5年9月30日

※申請の締め切りを過ぎて申請された場合、償還免除の手続きが遅れ一部償還開始になる場合があります。すでに返済された金額は償還免除の対象とはなりませんのでご注意ください。

○必要な書類

① 償還免除申請書(様式1-1)

② 令和5年度の非課税証明書(住民税均等割・所得割どちらも非課税であることが分かるもの)【原本】

③ 住民票(世帯全員(世帯主の氏名・続柄)が載っていて、申請日より3ヶ月以内に発行されたもの)【原本】

※「緊急小口資金」と「総合支援資金(初回)」の両方を借りている場合、2枚の免除申請書の送付が必要です。申請書ごとに住民票および非課税証明書が必要ですが、原本1通、コピー1通で差し支えありません。

○申請先

新潟県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター

〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-1 朝日生命新潟ビル7階

※書類は郵送のみ受付となります。

3 その他償還免除の対象となる場合

償還が始まった後に、生活保護を受けられている方や重度の障害(精神手帳1級又は、身体障害者手帳1級又は2級)をお持ちの方など国が定めた要件に当てはまる状況になった場合、貸付金の全部または一部について償還免除の申請をすることができます。詳しくは下記お問い合わせ先にご連絡いただくか、ホームページをご覧ください。

4 償還免除にならないとき

償還が始まる前にお知らせを送ります。住所が変わった場合などは下記お問い合わせ先にご連絡ください。また、病気療養中や失業等により償還が著しく困難と認められるときは、借受人の申請により、原則1年間の償還猶予が可能となる場合があります。詳しくは、下記お問い合わせ先にご連絡いただくか、ホームページをご覧ください。

なお、償還猶予申請については、償還開始の概ね1カ月前から受付を行います。

<お問い合わせ先>	<新潟県社会福祉協議会ホームページ>
<p>新潟県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター 〒950-0088 新潟市中央区万代 1-1-1 朝日生命新潟ビル7階 TEL 050-2018-8116 【受付時間:9時~17時(平日)】</p>	<p>https://www.fukushiniigata.or.jp/license-application/</p>